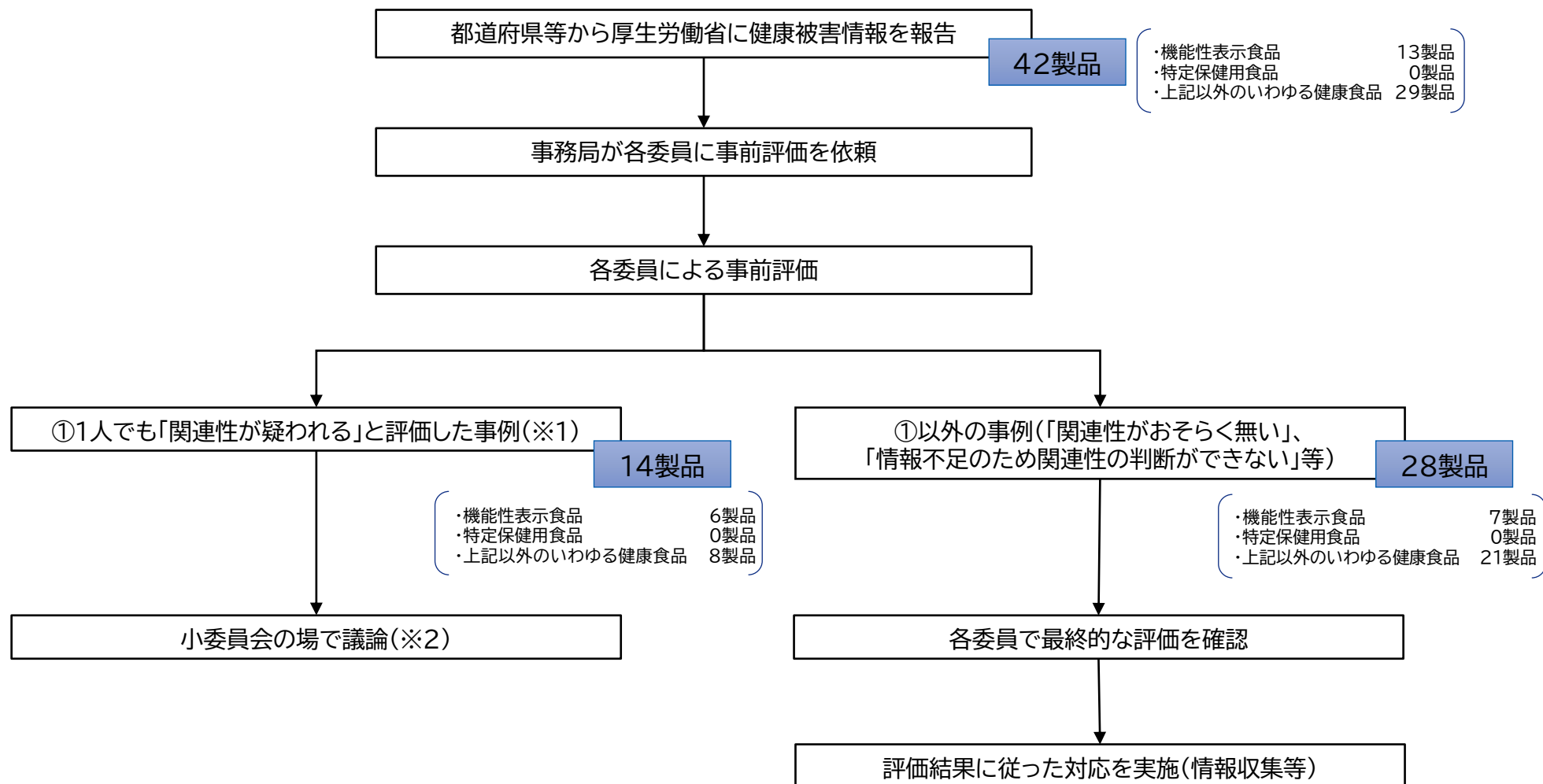


(1) 機能性表示食品等の健康被害情報について

機能性表示食品等の健康被害の情報提供に係る検討の流れ



※1 上記にかかわらず、機能性表示食品等に係る健康被害情報の情報提供義務化(令和6年9月1日施行)の報告要件を満たす製品は、小委員会の場で議論。

※2 小委員会で食品衛生法上の措置が必要と判断された食品については、食品衛生監視部会等においてさらに議論・検討。